**平成２２年（フ）第２１号**
熊本県天草市天草町高浜北913番地
債務者　水野　敏昭
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２２年（フ）第１７９号**
栃木県宇都宮市東宝木町７番１号　レジデンス山和１―103
債務者　上田セツ子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２２４号**
栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木1432番地31、前住所埼玉県上尾市大字瓦葺2671番地16　レオパレス瓦葺204
債務者　斎藤　由佳
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２６２号**
栃木県宇都宮市越戸町30番地24　一刻館103号、前住所栃木県宇都宮市陽東４丁目11番45号　ストーンフィールド103号
債務者　佐藤　紘士
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２６３号**
栃木県鹿沼市茂呂2505番地、住民票上の住所神奈川県三浦市三崎町小網代22番地29
債務者　髙木　　徹
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１８８号**
静岡県浜松市東区北島町64番地　サンプラザＢ棟306号
債務者　黒田　京子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第３６号**
愛知県豊橋市西岩田６丁目１番地13
債務者　海老根和代
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第３７号**
愛知県豊橋市浜道町字管石47番地の19
債務者　洲淵あつ子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第４０号**
愛知県豊橋市多米中町３丁目１番地の１５―104
債務者　鈴木　幸朗
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第４４号**
愛知県豊川市伊奈町茶屋５番地２　レオパレスＩＮＡ・Ｒ１　104
債務者　中村　立光
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第５４号**
愛知県豊橋市飯村北１丁目５番地10
債務者　野沢　和代
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第５５号**
愛知県田原市浦町丸山１番地２　田原アパート1233号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第５６号**
愛知県豊橋市東幸町字大山161番地３　Ａ―102
債務者　齋藤　哲平（旧姓廣川）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２２年（フ）第６２号**
愛知県豊橋市大岩町字沢渡３番地４　Ｄ―102
債務者　山崎　洋一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部